

計画相談支援給付費・障害児相談支援給付費の請求要件について

(令和6年2月6日)

【用語】

・サービス利用支援

⇒サービス等利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、サービス等利用計画を作成すること。(障害者総合支援法第5条第22項)

・継続サービス利用支援

⇒モニタリングを行うこと。(障害者総合支援法第5条第23項)

・障害児支援利用援助

⇒障害児支援利用計画案を作成し、支給決定等が行われた後に、関係者との連絡調整その他の便宜を供与するとともに、障害児支援利用計画を作成すること。(児童福祉法第6条の2の2第8項)

・継続障害児支援利用援助

⇒モニタリングを行うこと。(児童福祉法第6条の2の2第9項)

1 計画相談支援費の算定要件

(1) サービス利用支援費

指定特定相談支援事業所等がサービス利用支援を行い、サービス等利用計画について文書により利用者又は障害児の保護者の同意を得た場合に算定する。

また、算定にあたっては以下のア～オの全てを満たす必要がある。

ア サービス等利用計画の作成に当たってのアセスメントに係る利用者の居宅への訪問による利用者及びその家族への面接等

イ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又はその家族への説明並びに利用者又は障害児の保護者の文書による同意

ウ サービス等利用計画案及びサービス等利用計画の利用者又は障害児の保護者及び担当者への交付

エ サービス担当者会議の開催等による担当者への説明及び専門的な意見の聴取

(2) 継続サービス利用支援費

指定相談支援事業所等が継続サービス利用支援(モニタリング)を実施し、文書(モニタリング報告書)により利用者又は障害児の保護者の同意を得た場合に算定する。

また、算定にあたっては以下のア、イのいずれも満たす必要がある。

ア 利用者の居宅等への訪問による利用者又は障害児の保護者への面接等

イ アの結果必要に応じて、サービス等利用計画の変更についての(1)ア～エに準じた手続きの実施

2 障害児相談支援給付費及び計画相談支援費との適用関係

(1) 障害児相談支援給付費の算定要件

障害児相談支援給付費は指定障害児相談支援事業者が障害児支援利用援助又は継続障害児支援利用援助を行い、文書により同意を得た場合に算定する。

具体的要件については「1（1）サービス利用支援費及び（2）継続サービス利用支援費」と同様。

（2）障害児相談支援と計画相談支援の適用関係

障害児が障害福祉サービスと障害児相談支援の両方を利用する場合には、計画相談支援及び障害児相談支援の対象となる。

なお、この場合、報酬は障害児相談支援給付費のみ支給される。

3 支給単位・加算等

（1）計画相談支援費

	支給単位・加算	算定要件	留意事項	単位/月
サービス利用支援費				
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅰ）	1（1）及び別表1参照	事前に市へ届出が必要	2,014
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅱ）	1（1）及び別表2参照	事前に市へ届出が必要	1,914
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅲ）	1（1）及び別表3参照	事前に市へ届出が必要	1,822
	機能強化型サービス利用支援費（Ⅳ）	1（1）及び別表4参照	事前に市へ届出が必要	1,672
	サービス利用支援費（Ⅰ）	1（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定	1,572
	サービス利用支援費（Ⅱ）	1（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定	732
継続サービス利用支援費				
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1（2）及び別表1参照	事前に市へ届出が必要	1,761
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1（2）及び別表2参照	事前に市へ届出が必要	1,661
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅲ）	1（2）及び別表3参照	事前に市へ届出が必要	1,588
	機能強化型継続サービス利用支援費（Ⅳ）	1（2）及び別表4参照	事前に市へ届出が必要	1,408
	継続サービス利用支援費（Ⅰ）	1（2）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定	1,308
	継続サービス利用支援費（Ⅱ）	1（2）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定	606

※取扱件数は前6か月の平均値、基本報酬以外の加算や地域相談支援事業として対応した件数は含めない。

(2) 障害児相談支援費

支給単位・加算	算定要件	留意事項	単位/月
障害児支援利用援助費			
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2（1）及び別表1参照	事前に市へ届出が必要	2,201
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2（1）及び別表2参照	事前に市へ届出が必要	2,101
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2（1）及び別表3参照	事前に市へ届出が必要	2,016
機能強化型障害児支援利用援助費（Ⅳ）	2（1）及び別表4参照	事前に市へ届出が必要	1,866
障害児利用支援費（Ⅰ）	2（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定	1,766
障害児利用支援費（Ⅱ）	2（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定	815
継続障害児支援利用援助費			
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅰ）	2（1）及び別表1参照	事前に市へ届出が必要	1,896
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅱ）	2（1）及び別表2参照	事前に市へ届出が必要	1,796
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅲ）	2（1）及び別表3参照	事前に市へ届出が必要	1,699
機能強化型継続障害児支援利用援助費（Ⅳ）	2（1）及び別表4参照	事前に市へ届出が必要	1,548
継続障害児利用支援費（Ⅰ）	2（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40未満の部分について算定	1,448
継続障害児利用支援費（Ⅱ）	2（1）参照	相談支援専門員1人当たり、1か月の取扱件数（※）が40以上の部分について算定	662

※取扱件数は前6か月の平均値、基本報酬以外の加算や地域相談支援事業として対応した件数は含めない。

別表 1

基本報酬区分	要件	
機能強化 (I)	①	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的で開催している。
	②	24 時間常時連絡できる体制を整備している。
	③	当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
	④	基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
	⑤	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
	⑥	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。
	⑦	1 人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が 40 件未満である。
	⑧	<p>専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計 4 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。</p> <p>※3 名（現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を含む。）を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。</p> <p>※特別地域加算の対象地域のうち、従事者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。</p>
	⑨	協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施している。
	⑩	（複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）運営規定において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加している。

※経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和 7 年 3 月 31 日までの間は、上記⑥及び⑨の要件を満たしているものとみなす。

別表2

基本報酬区分	要件	
機能強化(Ⅱ)	①	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的開催している。
	②	24時間常時連絡できる体制を整備している。
	③	当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
	④	基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
	⑤	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
	⑥	基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。
	⑦	1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。
	⑧	専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計3名以上配置し、かつ、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。 ※2名(現任研修を修了した相談支援専門員1名を含む。)を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該3名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 ※特別地域加算の対象地域のうち、従事者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。
	⑨	協議会に定期的参画し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施している。
	⑩	(複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件) 運営規定において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的参画している。

※経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記⑥及び⑨の要件を満たしているものとみなす。

別表3

基本報酬区分	要件
機能強化（Ⅲ）	① 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催している。
	② 24 時間常時連絡できる体制を整備している。
	③ 当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
	④ 基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
	⑤ 基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
	⑥ 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画している。
	⑦ 1 人の相談支援専門員の取扱件数（前6月平均）が 40 件未満である。
	⑧ 専ら指定計画相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計 2 名以上配置し、かつ、そのうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。 ※現任研修を修了した相談支援専門員 1 名を除いた相談支援専門員については、当該指定特定相談支援事業所の業務に支障がない場合は、同一敷地内にある他の事業所の職務を兼務しても差し支えない。また、同一敷地内にある事業所が指定障害児相談支援事業所、指定一般相談支援事業所又は指定自立生活援助事業所の場合については、当該 3 名を除く相談支援専門員に限らず、職務を兼務しても差し支えない。 ※特別地域加算の対象地域のうち、従事者の確保が著しく困難な地域に所在する指定特定相談支援事業所においては、都道府県と連携した上で市が認める場合、配置される常勤の相談支援専門員のうち 1 名以上が相談支援従事者現任研修を修了していることに代えて、当該相談支援事業所以外に配置される主任相談支援専門員等により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていることで足りるものとする。
	⑨ 協議会に定期的に参加し、関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取り組みを実施している。
	⑩ （複数事業所が協働で体制を確保する場合の要件）運営規定において、市により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参加している。

※経過措置として、改正前に機能強化型サービス利用支援費を算定していた事業所においては、令和7年3月31日までの間は、上記⑥及び⑨の要件を満たしているものとみなす。

別表4

基本報酬区分	要件	
機能強化(Ⅳ)	①	利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議を定期的を開催している。
	②	24時間常時連絡できる体制を整備している。
	③	当該指定特定相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員に対し、現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施している。
	④	基幹相談支援センター等からの支援困難ケースが紹介された場合に、当該ケースを受託する体制を整備している。
	⑤	基幹相談支援センター等が実施する事例検討会等に参加している。
	⑥	1人の相談支援専門員の取扱件数(前6月平均)が40件未満である。
	⑦	専ら指定計画相談支援の提供に当たる相談支援専門員を合計2名以上配置し、かつ、そのうち1名以上を常勤とするとともに、そのうち1名以上が相談支援従事者現任研修を修了している。

(3) 各種加算

	加算名称	算定要件	留意事項	単位/月
①	特別地域加算	中山間地域等に居住している利用者に対して支援を行った(次の要件をいずれも満たす場合には、テレビ電話等を活用して利用者に対するアセスメント又はモニタリングに係る面接等も算定ができる。・利用者が特別地域加算の対象地域に居住し、かつ相談支援事業所と利用者の居宅等に一定の距離があること・面接を行う月の前月または前々月に利用者の居宅等を訪問してアセスメント又はモニタリングに係る面接を行った)場合	<ul style="list-style-type: none"> ・ 該当者は受給者証に記載あり ・ 通常の事業実施地域を超えてサービス提供しても交通費の受領は不可 	+15/100

②	遠隔地訪問加算	<p>特別地域加算の対象区域に所在し、かつ、相談支援事業所との間に一定の距離がある利用者の居宅等、病院等その他機関を訪問して、以下の加算を算定する場合に、これらの加算の算定回数に応じて加算する。</p> <p>初回加算(④)、入院時情報連携加算(⑤または⑥)、退院・退所時加算(⑦)、居宅介護事業所等連携加算(⑧)、保育・教育等移行支援加算(⑨)、医療・保育教育機関等連携加算(⑩)、集中支援加算(⑪)</p>	<p>算定先と相談支援事業所との間の一定の距離は、利用者居宅その他機関への訪問に概ね片道1時間を要する距離とする。その時間の中には、交通機関の運行頻度が少ない等により、合理的経路かつ最短時間となる移動方法を選択した場合の、待機時間も含む。</p>	300
③	利用者負担上限管理加算	利用者負担上限管理を行った場合	<ul style="list-style-type: none"> ・「利用者負担上限管理事務依頼(変更)届出書」の提出が必要 ・負担額が負担上限額を超えているか否かは問わない。 	150
④	初回加算	<p>①新規にサービス等利用計画等を作成する場合</p> <p>②サービス等利用計画を作成する月の前6月間において、障害福祉サービス又は地域相談支援を利用していない者に対して指定サービス利用支援を行った場合</p> <p>③計画相談に係る契約をした日からサービス等利用計画案を交付した日までの期間が3ヶ月を超える場合であって、3ヶ月が経過する日以後に月2回以上、利用者の居宅等に訪問し面接(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月1回は居宅等を訪問し、面接することを要する)を行った場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・①又は②に非該当でも③の要件を満たしていれば算定可能 ・③の要件を満たす場合、最大3回分が算定可能 ・①又は②と③を満たす場合は、合算し最大4回分が算定可能・退院・退所加算を算定する場合、初回加算は算定不可 	<p>300 (計画相談)</p> <p>500 (障害児相談)</p>

⑤	入院時情報連携加算	入院時に病院等を訪問し情報提供を行った場合(①)、それ以外の方法で情報提供した場合(②)	<ul style="list-style-type: none"> ・提供した情報の記録を5年間保存すること。 ・基本報酬を算定しない月でも請求可能 	<p>300 (①)</p> <p>150 (②)</p>
⑥	退院・退所加算	利用者の退院・退所時に病院や入所施設等から情報収集した場合	<ul style="list-style-type: none"> ・入院・入所等の期間中、サービス利用計画作成に併せて3回を限度に算定 ・初回加算を算定する場合、退院・退所加算は算定不可 ・情報収集を行ったことの記録を5年間保存すること。 	300
⑦	居宅介護事業所等連携加算 (計画相談のみ)	これまで障害福祉サービス等を利用していた利用者が、介護保険サービスを利用する場合又は通常の事業所に新たに雇用される場合であって、指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所、雇用先の事業所又は障害者就業・生活支援センター等(以下「関係機関」という。)へ引継ぐ場合において、一定期間を要するものに対し、当該利用者を担当している相談支援専門員が、情報提供を行い支援内容の検討等に協力する場合(①④)、居宅等への月2回以上の訪問による面接(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月1回は利用者の居宅等を訪問し、面接することを要する)を行った場合(②⑤)、関係機関が開催する会議への参加を行った場合(③⑥)	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が介護保険サービスを利用開始する場合、通常の事業所等に新たに雇用された場合のみ算定可能 ・基本報酬を算定しない月でも請求可能 ・サービス利用支援費、継続サービス利用支援費、入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定している場合は算定不可 ・提供した情報の記録を5年間保存すること。 	<p>150/回 (①④)</p> <p>300/回 (②③⑤⑥)</p> <p>※指定居宅介護支援事業所、指定介護予防支援事業所の場合は①～③</p> <p>※雇用先の事業所、又は障害者就業・生活支援センター等の場合は④～⑥</p>

⑧	<p>保育・教育等 移行支援加算 (障害児相談 のみ)</p>	<p>これまで障害福祉サービス等 を利用していた利用者が、就 学、進学する場合又は通常の 事業所に新たに雇用される場 合であって、保育所、小学校、 特別支援学校、雇用先の事業 所又は障害者就業・生活支援 センター等(以下「関係機関」 という。)へ引継ぐ場合におい て、一定期間を要するものに 対し、当該利用者を担当して いる相談支援専門員が、情報 提供を行い支援内容の検討に 協力する場合(①)、居宅への 月2回以上の訪問による面接 を行った場合(②)、関係機関 が開催する会議への参加を行 った場合(③)</p>	<p>利用者が保育所等に通う 場合、通常の事業所等に 新たに雇用された場合に のみ算定可能</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基本報酬を算定しない 月でも請求可能 ・障害児支援利用援助費、 継続障害児支援利用援助 費、入院時情報連携加算、 退院・退所加算を算定し ている場合は算定不可 ・提供した情報の記録を 5年間保存すること。 	<p>150/回 (①) 300/回 (②③)</p>
⑨	<p>医療・保育・教 育機関等連携 加算</p>	<p>医療・保育・教育機関等の多機 関連携のため、指定(継続)サ ービス利用支援を実施する月 において、次の①～③のいず れかの業務を行った場合に算 定</p> <p>医療・保育・教育機関等の職員 と面談又は会議を行い、情報 提供を受けた上で、サービス 利用計画を作成した場合(①- Ⅰ)、継続サービス利用計画を 作成した場合(①-Ⅱ)、利用 者の通院に同行し、利用者の 心身の状況、生活環境等必要 な情報提供をした場合(②)、 福祉サービス等提供機関に対 して利用者に関する必要な情 報を提供した場合(③)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・病院及び訪問看護の事 業所、それ以外の福祉サ ービス等提供機関それぞ れで月1回を限度に算定 ・初回加算又は退院・退所 加算を算定し、かつ、退院 又は退所する施設の職員 のみから情報提供を受け ている場合は算定不可 ・情報収集を行ったこと の記録を5年間保存する こと。 	<p>300 (①-Ⅱ,②) 200 (①-Ⅰ) 150 (③)</p>

⑩	集中支援加算	<p>計画決定月及びモニタリング対象月以外の業務について、月2回以上の居宅等への訪問による面接(テレビ電話装置等を活用して面接した場合を含む。ただし、月1回は居宅等を訪問し、面接することを要する)を行った場合(①)、サービス担当者会議を開催した場合(②)、関係機関が開催する会議へ参加した場合(③)、利用者の通院に同行し、必要な情報を提供した場合(④)、福祉サービス等提供機関に対して利用者に関する必要な情報を提供した場合(⑤)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 計画作成月及びモニタリング月には算定不可 ・ 入院時情報連携加算、退院・退所加算を算定する場合も算定不可 ・ 利用者1人につきそれぞれ月1回を限度に算定可能 ・ ①、②、③ひと月にそれぞれ1回ずつ、最大3回算定可能 ・ ④同一の病院等については月1回を限度に算定可能。 ・ ⑤病院及び訪問看護の事業所又はそれ以外の福祉サービス等提供区分ごとにそれぞれ月1回を限度に算定可能。 	<p>300 (①~④) 150 (⑤)</p>
⑪	サービス担当者会議実施加算	<p>継続サービス利用支援等の実施時に、居宅への訪問及び面接することに加え、サービス等利用計画に位置付けた関係機関の担当者を招集して、サービス担当者会議を開催し、検討を行った場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・ 月1回を限度に算定 ・ 検討の結果、サービス等利用計画の変更を行った場合は、サービス等利用支援費を算定するため、当該加算は算定不可 ・ 検討に必要な担当者が参加していれば、必ずしも担当者全員の出席は要しない。 ・ サービス担当者会議の内容を記録し、5年間保存すること。 	<p>100</p>

⑫	サービス提供時モニタリング加算	<p>継続サービス利用支援等実施時又はそれ以外の機会において、サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所等を訪問し、確認結果の記録を作成した場合</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・月に1回を限度に算定 ・1人の相談支援専門員が1月に請求できる当該加算の件数は39件が限度 ・サービス等利用計画に位置付けた障害福祉サービス事業所等の全てを訪問することは要しない。 ・基本報酬を算定しない月でも請求可能 ・確認結果の記録を5年間保存すること。 	100
⑬	主任相談支援専門員配置加算	<p>相談支援従事者主任研修を修了した常勤かつ専従の主任相談支援専門員を1名以上配置し、主任相談支援専門員が適切な助言・指導を行うことができる体制の整備がされていること。主任相談支援専門員に求められる地域における中核的な役割を踏まえ、次に掲げる区分に応じ算定。</p> <p>①主任相談支援専門員配置加算（Ⅰ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・事業所の要件 <p>基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設される又は地域の相談支援の中核を担う機関として市が認める当該相談支援事業所に限る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・主任相談支援専門員が行うべき事項 <p>主任相談支援専門員による地域における中核的な役割として期待される取組を特に評価するため、当該相談支援事業所の従事者に加え、当該相談支援事業所以外の相談支援事業所、障害児相談支援事業所及び</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に研修を修了した主任相談支援専門員を配置している旨を市へ届出ることが必要 ・体制が整備されている旨を事業所に掲示するとともに公表することが必要 ・①の事業所の要件として、基幹相談支援センターの委託を受けている、児童発達支援センターに併設されている又は地域の相談支援の中核を担う機関として市が認める指定特定相談支援事業所に限る ・②は①以外の加算の届出をしている事業所で算定可能 	300 (①) 100 (②)

		<p>一般相談支援事業所の従事者に対しても、その資質向上のための指導及び助言を実施した場合に算定。</p> <p>ここでいう「指導及び助言を実施した場合」とは、次の i～ivいずれの要件も満たす体制が整備されていなければならない。</p> <p>i 利用者に関する情報又はサービス提供に当たっての留意事項に係る伝達等を目的とした会議の開催</p> <p>ii 新規に採用した全ての相談支援専門員に対する主任相談支援専門員の同行による研修の実施</p> <p>iii 当該相談支援事業所の全ての相談支援専門員に対して、地域づくり、人材育成、困難事例への対応などサービスの総合的かつ適切な利用支援等の援助技術の向上等を目的として主任相談支援専門員が行う指導、助言</p> <p>iv 基幹相談支援センターが実施する地域の相談支援事業者の人材育成や支援の質の向上のための取組の支援（日常的な支援方針等を検討する場の設置・運営、事業所の訪問や相談支援従事者の業務への同行</p>		
--	--	---	--	--

		<p>等による専門的な助言、研修 顔の企画・運営（相談支援従事 者研修の実習の受入を含む。 等）を基幹相談支援センター 職員と共同で実施しているこ と。</p> <p>②主任相談支援専門員配置加算（Ⅱ）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・当該相談支援事業所の従事 者又は当該相談支援事業所以 外の相談支援事業所、障害児 相談支援事業所及び一般相談 支援事業所の従事者に対し、 その資質向上のための研修を 実施した場合に算定。 <p>ここでいう「研修を実施し た場合」とは、①の（Ⅰ）の主 任相談支援専門員が行うべき 事項 i ～ iii に規定する要件に 加えて、次の要件も満たす体 制が整備されていなければなら ない。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・基幹相談支援センターが実 施する地域の相談支援事業者 の人材育成や支援の質の向上 のための取組の支援（日常的 な支援方針等を検討する場の 設置・運営、事業所の訪問や相 談支援従事者の業務への同行 等による専門的な助言、研修 会 の企画・運営（相談支援従事者 研修の実習の受入を含む。） 等）への主任相談支援専門員 の協力 		
--	--	---	--	--

⑭	行動障害支援体制加算	強度障害支援者養成研修（実践研修）又は行動援護従業者養成研修を終了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合（①）、かつ、当該相談支援専門員により強度行動障害児者（障害支援区分3かつ行動援護項目等の合計点数が10点以上である者）に対して現に計画相談支援を行っている場合（②）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市へ届出が必要 ・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能 ・当該加算を算定する場合、強度行動障害を有する者へのサービス提供を拒むことは認められない。 	30（①） 60（②）
⑮	要医療児者支援体制加算	医療的ケア児等コーディネーター養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合（①）、かつ、当該相談支援専門員により、医療的ケア児者に対して現に計画相談支援を行っている場合（②）	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市へ届出が必要 ・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能 ・当該加算を算定する場合、医療的ケア児等へのサービス提供を拒むことは認められない。 	30（①） 60（②）
⑯	精神障害者支援体制加算	精神障害関係従事者養成研修等を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合。利用者が通院する病院等の看護師（精神障害者の支援に関する一定の研修を修了した者に限る）又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されており、かつ当該相談支援専門員により精神障害者に対して、現に計画相談支援を行っている場合のいずれも満たす場合	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市へ届出が必要 ・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能 ・当該加算を算定する場合、精神障害者等へのサービス提供を拒むことは認められない。 	30 （①） 60 （②）

⑰	高次脳機能障害支援体制加算	<p>高次脳機能障害支援者養成研修を修了した常勤の相談支援専門員を1名以上配置し、その旨を公表している場合(①)、かつ、当該相談支援専門員により、高次脳機能障害を有する利用児者に対して、現に計画相談支援を行っている場合(②)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市へ届出が必要 ・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能 ・対象の障害特性を有する利用者への支援を行わなかった場合も算定可能 ・当該加算を算定する場合、高次脳機能障害者等へのサービス提供を拒むことは認められない。 	<p>30 (①) 60 (②)</p>
⑱	ピアサポート体制加算	<p>障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修の課程を修了し、修了した旨の証明書の交付を受けた者を、次の従事者としてそれぞれ常勤換算方法で0.5人以上配置し、その旨を公表し、配置された者のいずれかにより、事業所の従事者に研修が年1回以上行われている場合に算定</p> <ul style="list-style-type: none"> ・障害者又は障害者であったと市町村長が認める者 ・管理者、相談支援専門員その他従事する者 	<ul style="list-style-type: none"> ・事前に市へ届出が必要 ・加算の届出をしていれば、事業所の全ての相談支援専門員が実施する計画相談支援等で算定可能 	<p>100</p>

⑱	地域生活支援拠点等相談強化加算	地域生活支援拠点の機能を担う事業所が、連携する短期入所事業所への緊急時受入の対応をした場合	<ul style="list-style-type: none"> ・月に4回を限度に算定 ・他の指定特定相談支援事業所において指定計画相談支援等を行っている要支援者又はその家族等からの要請に基づき連絡・調整を行った場合は算定不可 ・連絡・調整を行った記録を5年間保存すること 	700
---	-----------------	---	--	-----

<p>⑳</p>	<p>地域生活支援 拠点等機能強 化加算</p>	<p>次のいずれかに該当する場合</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）と自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援のサービスを一体的に運営し、かつ地域生活支援拠点等に位置付けられた相談支援事業者等において、情報連携等を担うコーディネーターを常勤で1名以上配置されている場合 ・計画相談支援及び障害児相談支援（機能強化型（継続）サービス利用支援費（Ⅰ）又は（Ⅱ）を算定する場合に限る。）、自立生活援助、地域移行支援及び地域定着支援に係る複数の事業者が、地域生活支援拠点等のネットワークにおいて相互に連携して運営されており、かつ、地域生活支援拠点等に位置付けられた場合であって、当該事業者又はネットワーク上の関係機関（基幹相談支援センター等）において、情報連携等を担うコーディネーターが常勤で1名以上配置されている場合 	<ul style="list-style-type: none"> ・配置されたコーディネーター1名当たり、算定人数の上限を1ヵ月当たり合計100回まで ・障害児相談支援についても同様 	<p>500</p>
----------	----------------------------------	---	---	------------

⑳	緊急時対応加算	利用者又はその家族等からの要請にもとづき、緊急的に訪問等を行った場合に地域生活支援拠点等に位置付けられ、かつ、関係機関との連携調整に従事する者を配置している場合	・利用者又はその家族等から要請を 24 時間以内に行った場合に、1 回の要請につき 1 回を限度として算定できる	50/回
㉑	地域体制強化共同支援加算	運営規定において、市町村により地域生活支援拠点等として位置づけられていることを定めている場合又は地域生活支援拠点等に係る関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画している場合	・月に 1 回を限度に算定 ・協議会への報告内容の記録を 5 年間保存すること	2,000

(4) 各種減算

介護保険制度のケアプランが作成されている利用者に、1 人の相談支援専門員が、一体的に指定計画相談支援等を提供した場合に減算となる。

	支給単位	算定要件	適用区分	単位/月
㉒	居宅介護支援費重複減算 (I)	要介護 1・2 の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合	機能強化型サービス利用支援費 (I~IV) サービス利用支援費 (I)	-572
			機能強化型継続サービス利用支援費 (I~IV) 継続サービス利用支援費 (I)	-623
㉓	居宅介護支援費重複減算 (II)	要介護 3~5 の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合	機能強化型サービス利用支援費 (I~IV) サービス利用支援費 (I)	-881
			サービス利用支援費 (II)	-92
			機能強化型継続サービス利用支援費 (I~IV) 継続サービス利用支援費 (I)	-932
			継続サービス利用支援費 (II)	-278

②⑤	介護予防支援費重複減算	要支援1・2の利用者に対して一体的に指定計画相談支援等を提供した場合	機能強化型継続サービス利用支援費（I～IV） 継続サービス利用支援費（I）	-16
②⑥	虐待防止措置未実施減算	次の基準を満たしていない場合 ・虐待防止委員会を定期的開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図ること ・従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的実施すること ・上記措置を適切に実施するための担当者を置くこと	基本報酬	所定単位数の1%を減算
②⑦	業務継続計画未策定減算	次の基準に適合していない場合 ・感染症や非常災害の発生時において、利用者に対するサービスの提供を継続的に実施するため、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（業務継続計画）を策定すること ・当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずること ※令和7年3月31日までの間、「感染症の予防及びまん延防止のための指針の整備」及び「非常災害に関する具体的計画」の策定を行っている場合は、減算を適用しない	基本報酬	所定単位数の1%を減算
②⑧	情報公表未報告減算	障害者総合支援法に基づく情報公表に係る報告がされていない場合	基本報酬	所定単位数の5%を減算